

我孫子市公告式条例の一部改正(案)について

我孫子市公告式条例は、市内3箇所(我孫子市役所掲示場・湖北行政サービスセンター掲示場・布佐行政サービスセンター掲示場)の掲示場の名称及び位置を定めています。

これらの掲示場は、市の条例及び規則の公布(市民にお知らせする行為のことです。)や地方税法の規定による公示送達(書類の送達に代わるものです。)を掲示場に文書を掲示して行うために、設置しています。

今回の条例改正は、湖北・湖北台行政サービスセンターの統合・湖北台行政サービスセンターの移転に伴い、令和6年8月頃に現在の湖北行政サービスセンターの閉鎖が予定されていることから、市内3箇所に設置している掲示場のうち、湖北行政サービスセンターの入口脇に設置している掲示場を令和6年7月1日に廃止するための改正です。

湖北行政サービスセンター掲示場以外の2箇所の掲示場に、変更はありません。